

環境先進国

ドイツから学ぶ

14

吉田 浩巳



ドイツでは連邦制のもと州の権限が大きく、州ごとにそれぞれ特徴ある環境政策を実施しています。今回はラインラント・ファルツ州に引き続きヘッセン州環境省の政策担当者であるホルガー・ティール氏からうかがった『ドイツの環境政策』の政策決定過程を中心に紹介したいと思います。

く、システムとして構築していく方法を考え、さらに適度な経済成長も見込める形にしていくことが大事な要素となっています。最終的にはこの政策が社会の安定化にもつながるかどうかが、さらには次世代以降の人々にとつて有益かどうかが決定の決め手になるそうです。

体的な政策を決定していきませんが、このシステムは道州制を敷いていない日本とは違います。特に違う点は、連邦政府で決めた法律であっても州政府が連邦政府の方針に従わない場合もけっこうあるということに驚きました。同様に州が作った政策をさらに小さいエリアの郡が従わない場合も少なくなく、州や郡の自治体の規模にかかわらず、地域としての主権の存在と重みを感じました。

州ごとに特徴ある政策

社会の安定と利益考え

ヘッセン州で一番力を入れている点は「持続可能な発展」を実現させることで、そのためには、いかにエコ(環境)に配慮した社会づくりを進めていくかを考えて政策立案していきます。政策決定では、一過性の事業で終わらせるのではなく

と経済政策を同時に考える必要がある、日本のような縦割り行政では、とてもここまでできないという思いを持つとともに、「持続可能な発展」の意味がよく分かるような気がします。連邦政府で決定した大枠の政策をもとに州ごとに具

ヘッセン州環境省は、8つの部署で構成されています。第1セクションは「サービス」に関する業務一般で国際関係の業務も行います。また、外商部門も担当しています。第2と第3セクションは「水質、土壌、廃棄物」などの問題や対策などに取り組んでいます。第4セクションは「原子力エネルギー」(いくつか発電所があるため)、第5セクションは「森林と自然保護」、第6セクションは「NPO組織との関係」、第7セクションは「農業」、第8セクションは「エネルギー」というふうに分かれています。その他にも研究所などが分かれて3千人の公務員が業務を行っています。

書店の入り口に近い目立つ場所に並べられた、環境に優しい商品を紹介している本

(社団法人まちづくり国際交流センター理事長) 毎週水曜日掲載